

7 番 富 田

受付番号第7号、質問議員7番、富田陽子です。

件名、「聴覚障がい者に寄り添う社会を」。

手話というコミュニケーションツールを使って生活する聴覚障がい者は、情報保障が確保されにくいところがあり、意思疎通において困難を抱えている。そこで、聴覚に障がいのある方が、いつでもどこでも意思疎通可能な安心できる生活と、さらなる社会参加が実現できるよう質問する。

(1) 緊急時通報システムを1市5町で取り入れるとのことだが、進捗状況は。

(2) 山北町手話通訳者派遣事業実施要綱等において、手話通訳者の派遣の範囲が限定されている。暮らしに寄り添い、安心して生活が送れるような派遣の範囲の見直しは。

(3) 聴覚障がい者に対する現在の各窓口の対応状況はどうなっているか。また、県内でも半数以上の自治体で手話通訳者が役場の窓口に設置されており、県西地域でも設置する自治体が増えている。当町でも設置してみてもどうか。

(4) 派遣を要請される手話通訳者は、資格を有し、専門知識と技術を持ち、月1回以上の研修を受けるなど技術の向上を図られている。報酬単価を県とそろえるなど、専門職に見合った報酬費への見直しをしてはどうか。

議

長 答弁願います。

町長。

町

長 それでは、富田陽子議員から「聴覚障がい者に寄り添う社会を」についての御質問をいただきました。

初めに、1点目の御質問の「緊急時通報システムを1市5町で取り入れるとのことだが、進捗状況は」についてであります。緊急通報システムは、夜間や休日など役場の閉庁時に、聴覚障がい者の方から119番通報があった場合に、事前登録されている手話通訳者に小田原市消防本部から直接連絡することにより、緊急通報と同時に手話通訳者が派遣される仕組みで、小田原市で導入されております。

足柄上地区1市5町では、昨年より、小田原市消防本部とシステム導入に向けた調整を進めており、今年中に導入する予定となっております。

次に、2点目の御質問の「山北町手話通訳者派遣事業実施要綱等において、手話通訳者の派遣の範囲が限定されている。派遣の範囲の見直しは」についてであります。手話通訳者の派遣範囲につきましては、本町では、山北町意思疎通支援事業要綱及び山北町手話通訳者派遣事業実施要綱において、生命及び健康の維持増進に関する場合、または財産・労働等権利義務に関する場合、公的機関との連絡調整を図る場合、社会参加を促進する学習活動等に参加する場合などの要件を定めており、町では、聴覚障がい者の方が社会生活上必要とされる支援が十分になされるように、要綱の見直しを検討してまいります。

次に、3点目の御質問の「聴覚障がい者に対する現在の各窓口の対応状況はどうなっているか、また、手話通訳者を役場窓口を設置してはどうか」についてであります。現在、本庁舎窓口には定期的に来庁される聴覚障がい者の方が二、三名おられます。そのほかに手続等で不定期に来庁される方が若干名いられ、各窓口では筆談にジェスチャーを交えて対応しております。

手話通訳者の窓口設置につきましては、県内の半数を超える自治体で設置されており、人口規模の大きな自治体では平日の週5日程度、中小規模の自治体では週1日から3日設置しており、県西地域では小田原市、南足柄市、開成町が設置しております。

今後、筆談でのコミュニケーションが困難な高齢者の方が増加することや健聴者の方との行政サービスの格差を解消する必要があると考えておりますので、担い手となる手話通訳者の確保が課題であります。近隣自治体の設置状況や聴覚障がい者の方のニーズを踏まえ検討してまいります。

次に、4点目の御質問の「手話通訳者は専門知識と技術を持っている。報酬単価を県とそろえるなど、専門職に見合った報酬費へ見直しをしてはどうか」についてであります。本町の手話通訳者への報酬は時間当たり1,000円となっており、活動時間が深夜等の時間外となった場合には、時間当たり1,000円が加算される報酬設定となっております。手話通訳はボランティアではなく、高度な技術や都道府県の認定に基づいた言語通訳の専門職であり、最低賃金を下回る現在の単価につきましては、専門職に見合ったものに改善していく必要があると考えておりますので、近隣自治体の状況を踏まえ報酬

の見直しを検討してまいります。

議長 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今回、私がこの一般質問させていただきましたのは、令和5年8月、先月です、足柄上郡ろうあ福祉協会と足柄上郡手話通訳者連絡会から要望書が出ておまして、聴覚障がい者が安心して生活できるため、また、手話通訳者のよりよい活動の実現のための要望書が提出されております。

平成28年からこの二つの団体から要望活動が行われているということで、そして令和3年度にも同様の要望書が提出されているということですが、なかなか要望している内容が改善されないという部分があり、今回、私からも特に要綱の見直しや窓口の設置、報酬の見直しの部分において質問や提案をさせていただきたいと思っております。

では、まず1番目の緊急時通報システムの取組状況、進捗状況であります。回答では今年度中に導入する予定と回答されておりますが、具体的にはどのように、いつ導入されるか伺います。

議長 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今御質問いただきました緊急時の通報システムの導入状況ですけれども、こちらにつきましては、現在1市5町で緊急時の取扱要領のほうを定めておまして、原因としましては、各市町の手話通訳の方の派遣の要綱の内容が、それぞれ報酬の単価でありますとか、派遣の内容、派遣の対象者、こちらは異なっておりますので、要綱の現状ではなかなか難しい。

まず、システムを導入するために、緊急時の取扱要領を要綱の下に定めまして、こちらを1市5町でそろえて小田原市消防本部に提出した後に、手話通訳の方の名簿を登録させていただいて、スタートしようという形になっております。

予定としましては、南足柄市のほうが、今そちらの取扱要領を作成して、各市町のほうで内容の精査をしてる段階でございます。早ければ10月、年内にはこちらのほうを小田原市の消防本部のほうと取り交わしていきたいと考えております。

議長 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 この通報システムを実は2月ぐらいからもう導入するという予定というの

は伺っていたんですけども、まだ導入されていないということで、なるべく早く今年度中というか、10月中にぜひ一月でも一日でも早く導入していただきたいと思います。

それで確認なんですけど、この緊急通報システム、24時間対応ではなく、夜間や休日など役場の閉庁時のみの対応ということでもいいんでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 すみません、こちらの説明が足りなかったんですけど、こちらはあくまで緊急時の対応という形なので、緊急案件については、こちらの取扱要領で優先して動かさせていただく予定でございます。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そうなりますと、緊急時以外の平時というか、役場が開庁してる時間は福祉課等で対応されるということよろしいですか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 議員のおっしゃられたとおり、平時、緊急時以外のものにつきましては、通常どおり福祉課を通じまして手配をさせていただくような形になっております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 緊急時、なかなか通訳の方と、そして救急のほうと連絡するのがやはり困難だと思うので、一日も早い対応をお願いしたいと思います。

続きまして、2番の手話通訳派遣要綱の見直しについてですけども、山北町では、山北町手話通訳者派遣事業実施要綱及び山北町意思疎通者支援事業要綱という二つの要綱で、手話通訳者を派遣する内容や範囲が決められております。回答でもありました山北町では生命や健康維持に関する場合や財産や労働権利義務に関する場合、公的機関と連絡調整する場合、社会参加を促進する学習活動に参加する場合、町長が必要と認めた場合というふうに範囲が限定されて、申請しにくいというのが今の現状だというふうに伺ってます。

そして、他町では、この中に、日常生活、社会生活に必要なものも範囲の中に含まれているとそういうふうに伺っておりますが、この要綱の見直しを検討してまいりますと回答ではありましたが、具体的にどのような見直しを

行うんでしょうか。

議長 福祉課長。

福祉課長 要綱の見直しの内容につきまして、現在検討している事項なのですが、山北町につきましては、議員の御説明にありまして、意思疎通支援事業要綱、それから手話通訳者派遣事業実施要綱のほうで、派遣ができる要件についてかなり限定的に網羅しております。

一方、平成25年に厚生労働省のほうで、モデル要綱のほうを発出してございまして、こちらでは派遣の内容、対象は、聴覚障がい者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものというふうに非常に広義に捉えております。この中で除外事項としまして、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容、また公共の福祉に反すると認める内容ということで、当町の要綱よりもかなり広い範囲を捉えております。

また、足柄上地区の1市5町につきましては、おおむねがこちらの厚労省のモデル要綱に準じておりましたので、山北町は議員御指摘のとおり、少し限定的な形となっております。その部分を国のモデル要綱に沿った形で変更してまいりたいと考えております。

議長 富田陽子議員。

7番 富田 前向きに検討していただけるということで、大変うれしく思います。当事者からは、過去にペットの動物病院への通訳派遣が認められなかったことがあったというお話を聞いております。そして、令和3年度の要望書の回答では、その他町長が特に必要と認めた場合とありまして、日常生活や社会生活、一般的に私たちが当たり前に行っていることを聴覚障がいの方が何か通訳が必要なときに柔軟に行えるように、ふだんは障がいがあるというだけで、精神的・肉体的な負担を抱えていることに加えて、経済的にも手話通訳を派遣することを御自身で負担するというのは、経済的にも負担になることだと思うので、改善するべきだと私も考えております。ここは柔軟に対応していただけるとの内容で進めていただきたいと思います。

そして、派遣の範囲のほかに派遣の内容及び範囲というところも、要望書のほうでも、もっと可能な範囲を広げてほしいという要望が出ております。現在、町内の聴覚障がいの方が手話通訳を派遣してもらえる範囲というの

は、県内に限られています。そして、また要綱の中では、町内の手話通訳者を登録されている方しかできないということになっておりますが、そこら辺ももう少し柔軟に見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今回の御質問についてなんですが、派遣対象者の方につきましても、厚労省のモデル要綱におきましては、まず住所要件が1番目に挙げられております。

それから続きまして、他の自治体から派遣の依頼があるときは、当該自治体の聴覚障がい者を対象とするということで、山北町にいられて手話通訳者の方が必要となったときに、そちらの該当される自治体から要請があれば、町としても町外の方も対象とすることが可能とされております。

もう一点が、緊急を要する場合につきましては、町外の方につきましても、要請がなしで対象とすることができると言われてるのが、国のモデル要綱となっております。

山北町の要綱につきましては、現在まず住所要件ということで、町内に住まわれてる方、それから聴覚障がいの方が主に組織する団体、こちらの聴覚障がいの方が参画されまして手話通訳者を必要とする行事の主催者ということで、こちら也非常にちょっと限定的ということとか、それから、まず住所要件というのが前提となっておりますので、こちらにつきましても国のモデル要綱に準じた形で修正のほうをさせていただきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 どちらも修正していただけるということで期待をしておりますが、具体的にはいつ頃要綱の見直しを行うのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 見直しなんですけども、こちら1番目の御質問にありました緊急通報システムについては、先んじて10月、年内という形で動いておりますけども、1市5町の報酬単価、後段の質問にもございますが、今1市5町で1,000円と1,500円という形で幅がございます。こちらの統一といいますか、1市5町での報酬のすり合わせのほうを今ちょっとしてございまして、そちらも要綱の中で修正を併せてやっていきたいと思っておりますので、早くても令和6年度当初からと考えております。

議長 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 報酬に関しても統一されるということであれば、上郡で運用しやすいというか、どんな方も上郡の中に住んでいる方であれば、どこに住んでいても対応していただけるのではないかと思うので、ぜひ見直しを進めていただきたいと思います。

そして、3点目の手話通訳者の報酬の見直しについてであります。すみません、間違えました、窓口の設置状況です。現在は筆談でジェスチャーを交えて対応しておりますということですが、これでこれまで問題がなかったんでしょうか。

議長 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちら問題と言われますと、ろうあの方の御本人様のお話をなかなか聞けることがないんで、心の中でどのように思われてるかちょっと分からないんですけども、事務手続上は今のところ筆談で何とか対応させていただいております。ただ、町内に今手話の必要な方が約20名程度おられます。その方が頻繁に来られるかという、そうではない状況ですので、役場に来ることが手続上、やはりなかなかスムーズに進まないんで、窓口に来られることをためらわれている方もいたんじゃないかなと、ちょっと私ごとではありますけど、思っているところもありますので、十分に今まで筆談のみで問題なかったかという、なかなかそこは正直そうではなかったんじゃないかなと思う部分もございます。

議長 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 当事者からの話によりますと、手話通訳者が設置されているほかの自治体の窓口にわざわざ出向いて、相談に行っている方もこれまでいられたということなので、問題があったかもしれないということだったので、ぜひここは設置していただきたいと思うんですけども。

この回答にもありましたとおり、神奈川県内では現在33市町村のうち、手話通訳者が窓口を設置されているのは22自治体あります。設置されていないのは足柄下郡と足柄上郡の大井、中井、山北、松田、そして清川、愛川の10町村のみなんです。やっぱり住んでいる場所によって対応、手話通訳が使えたり使えなかったりということは改善されるべきだというふうに思いま

す。開成町では令和元年から週3で、南足柄市では令和4年から週2で、手話通訳者が窓口にいられるということですがけれども、山北町もこのように、毎日ではなくても設置することが今必要なんではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 ただいまの御質問ですが、県内では、議員も申されたように、県西地区については非常に設置状況が進んでおられない状況であります。近隣には、今お話がありましたが、小田原市、こちらは週5日、南足柄市が週2日、開成町は週3日、半日ずつ設置されている状況です。

回答書のほうにもありましたが、やはり健聴者の方との行政サービスの格差については是正をしていかなければいけませんと考えておりますので、こちらにつきましては、山北町、いきなり2日置けるか、3日置けるかというのはまた別の話ですけども、予算等の措置もございましたので、その中で適切な日数という形で配置のほうを検討していきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 前向きに検討していただけるということでありがたいんですけれども、この回答の中にあります担い手となる手話通訳者の確保が課題でありますとありますが、課題としては確保が一番の課題となっているのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 担い手となっております手話通訳者の連絡会の方なんですけども、足柄上地区では現在10名という形で、こちらの方々が各市町の手話通訳者の派遣事業でありますとか、1番目の御質問にありました緊急通報システムに登録していただいております、24時間365日という形になります。システムが導入されれば、この10名の方の中から各市町に2名ずつ登録していただいております中で、24時間365日に対応していくような形になっておりますので、やはり限られた手話通訳者の方の中で、山北町であるとか、既に設置されている開成町のほうと調整をしながらという形ではあるんですけれども、そういうところをクリアしながら、無理のない配置を進めていきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 ぜひ連携して設置していただければと思うんですけど、人材確保、担い



手確保ということで、例えば1市5町広域で、いろんな部分でこれまでも連携していると思います。例えば介護保険の認定事業ですとか、足柄成年後見センターなど、様々な福祉の分野でも連携されていると思うんですけども、そういった部分で足柄上地区で手話通訳者の運営協議体みたいなものを立ち上げて、例えば開成では週3で今対応されてるということですけども、それをもう少し見直して、例えば山北が月曜日とか、松田が火曜日とか、そういうふうな手話通訳者の方も無理のない範囲で対応していただけるような、そして財政的にも曜日が決まっていれば、安定的に手話通訳者の方が来ていただけるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺広域で対応するという考えはいかがでしょうか。

議 長 福祉課長。

福祉課長 手話通訳者の方に対する広域的な取組なんですけれども、既にこちらにつきましましては1市5町で手話奉仕員の方の研修、こちらを先ほどの手話通訳の連絡会さんと上郡のろうあ福祉協会さんのほうに委託をさせていただいております。実施しております。

先ほどありました小田原市の緊急通報システム、こちらにつきましても福祉部門の課長、担当のほうで臨時で集まりまして、懇談会のほうを設けさせていただいたような経緯がございます。現在、既に設置しているところ、これから設置を検討しているところ、未設置のところがございますので、それぞれの各市町の現在では考え方もあるとはございますので、今この場で協議体のようなものを設けられるというのは、ちょっと私のほうからは御回答ができない状況でございます。

議 長 富田陽子議員。

7番 富田 1市5町で検討を重ねていただきたいと思うんですけども、様々な緊急通報システムですとか、奉仕員の養成講座とか、いろんな部分でもう既に連携を進めているのであれば、要綱だったり、窓口設置とか、同じような形で進めていければ、どの自治体でも格差がないようなサービスが期待できるのかなと思っております。

そして、こちらも検討してまいりますと前向きに答弁いただきましたが、こちらも時期を伺ってもよろしいでしょうか。

議 長 福祉課長。  
福祉課長 手話通訳者の窓口の設置の時期なんですけれども、こちらもすみません、なるべく早めにとは考えておりますが、何分予算措置が絡む話になりますので、早くても令和6年度からを検討してまいりたいと思っております。

議 長 富田陽子議員。  
7 番 富 田 では令和6年度からぜひ対応をお願いしたいと思います。  
窓口とは違うんですけれども、令和3年度、神奈川県聴覚障害者福祉センターが行った新型コロナワクチン接種時の手話通訳派遣の調査集計というものがありまして、そこによりますと、新型コロナウイルスワクチン接種会場への派遣、あるいは、かかりつけ医での接種の際に、県内の自治体が手話通訳、あるいは遠隔手話通訳を接種会場へ派遣するというふうに回答してるんですけれども、当町、山北のみが筆談で対応するように医療関係者に要請するというふうに回答しています。やはりこれまでも窓口もそうでしたけど、筆談が多分山北町ではメインだったのではないかなと思うんですけれども、こういった窓口以外でも手話通訳の方が柔軟に派遣できるような対応をお願いしたいと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

議 長 福祉課長。  
福祉課長 一応、ワクチン接種につきましては、現要綱の中でも、病院、医療機関にかかることという形で対応が可能ですので、こちらについて積極的に御利用していただきたいとは考えております。

議 長 富田陽子議員。  
7 番 富 田 4番目の質問に移ります。  
手話通訳者の報酬の見直しであります。こちら回答では、近隣自治体の状況を踏まえ、方針の見直しを検討してまいりますということですが、今県では、2時間で4,800円という報酬が支払われているということです。手話通訳の方が手話通訳者として仕事を専門家として派遣される場合には、神奈川県聴覚障害者福祉協会が主催する手話通訳養成講習会というのを約2年、130時間受講しなければならないというふうになっております。そして、この講習会を受けるためには、まず手話の学科試験と技術試験というものに合格しなくてはなりません。この養成講習会を受けた後に神奈川県の手話通訳者

認定試験に合格して、やっと手話通訳者として働けるということです。そして資格が取れても、月1回以上の技術向上等の研修を受け続ける必要があるということで、やっぱりそれに見合った単価というのが報酬として払われるべきだと思うんですけども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 手話通訳者の報酬についての御質問ですけれども、そちらも今議員さんがおっしゃられたとおり、手話通訳者の奉仕員の研修、市町村が実施するものから、県の主催する手話通訳者の養成講座、こちらも含めてトータルで早くても四、五年、この後に全国統一の試験、それから県独自の認定試験のほうに受かって、ようやく神奈川県の手話通訳者として登録される形となります。非常に専門性の高い業種となりまして、先ほど申しましたが、今足柄上郡の連絡会さんのほうにも10名の方が所属されているということで、この地域で10名が多いか少ないかというのはなかなか難しい議論ではあるんですけども、なかなかなるまでに非常にたくさんの研修を受けて、試験を受けた先の資格でございますので、やはりこちらに見合った報酬設定が妥当だとは考えております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 先ほど答弁でありました1,000円から1,500円にというのは、こちらは緊急時以外も派遣されたときはこの金額を検討されてるということでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 こちらの先ほどの1,000円、1,500円のお話なんですけども、足柄上郡では、現在中井町と大井町につきましては2時間未満が3,000円という形になっております。2時間を超える場合は30分ごとに800円ということで、2時間以降については時間単価で1,600円になります。お金、1市5町、本町を除く山北、開成、松田、南足柄については、3時間未満が3,000円という形になっておりますので、時間単価に換算しますと1,000円となってしまっております。こちらは緊急通報システムの要綱のすり合わせと、併せて報酬のほうも今後上郡の福祉部局のほうで修正を図っていこうと考えておりますので、合わせるのであれば、こちら中井、大井の時間単価に換算して1,500円のものに調整をさせていただこうかなとは考えております。

議 長 富田陽子議員。  
 7 番 富 田 これもやはり令和6年度からの見直しということによろしいですか。  
 議 長 福祉課長。  
 福 祉 課 長 はい、その予定でございます。  
 議 長 富田陽子議員。  
 7 番 富 田 足柄上地区で10名という数字が多いか少ないかという話があったんですけども、やはりこの資格を持って働けるまでに四、五年かかるということは、上郡全体でも担い手の確保というところも考えていかなければならないのかなと思います。例えば県が開催する試験や講習会というのが、横浜のほうで行われることが多かったりします。やはり上地区から横浜へ通うということ、通わなきゃいけないということも、なかなか担い手が増えないという要因でもあるかなと思うんですけども、今後報酬を見直したり、窓口設置を検討したり、要綱を見直していっても、担い手のほうがなかなか見つからなかったら、せっかく改訂しても意味がないと思うんですけども、担い手の確保というところでも、もう少し検討が必要ではないかなと思うんですけども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議 長 福祉課長。  
 福 祉 課 長 ただいま議員がおっしゃいましたとおり、やはり担い手確保というのは非常に大きな課題と捉えております。全国的に見ますと、先ほど申しました県の講習会への研修受講生の方の旅費の助成をされているような自治体もございます。こちらにつきましては近隣では実例がございませんので、今後の手話通訳者の方の支援という形でできていけばよろしいかなと思いますので、そちらも検討の課題とさせていただきたいと考えております。

議 長 富田陽子議員。  
 7 番 富 田 ぜひ、こちらのほうも前向きに検討していただきたいと思います。  
 最後になりますけれども、今日来て、今回の山北町の議会定例会で初めて議場でも手話通訳者が設置されました。今回のように手話通訳が議会に入る場合、ほかの町議会では議会の事務局が派遣を申請して、予算も議会費に計上されております。今回は初めてで何も決まりがなかったのと、予算もなかったもので、福祉課の予算で手話通訳の派遣というのを対応されたということ

なんですけれども、山北町もこれからのために、議会費で予算をつける必要があるのではないかなと思います。予算がつくと、議会としても手話通訳の実施要項を設けていきたいなというふうに考えているんですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 おっしゃるように、専門職の皆さんですから、いろいろ勉強して、そしてこういうような手話通訳というようなことで、聴覚障がい者の方に対応していただいているので、それに対して、当然必要であれば予算措置もしなければいけないというふうに思いますけれども、逆になかなか人材確保ができないということに関しては、私は窓口などは早くAIを使って、タブレットとか何かでできるようなことになれば、町としては専門職の方にそういうような御不便をかけるようなことがないようにしていきたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 今、町長のAIやタブレットを使ってという回答をいただきましたが、具体的には遠隔手話サービスといったものなのか、あるいはもうロボットみたいなものが対応するみたいな、そういう感じをお考えなんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 今翻訳のものがみんな出てますし、日本語を日本語で画面の中で出したり、音声で出すことはそんなに難しくはないと思いますけども、しかしそれが普及してないということは、別の要因があるんじゃないかというふうに思っておりますので、そういったことも検討しながら、そういうことがタブレットでできるかどうか検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長 富田陽子議員。

7 番 富 田 そちらも一緒に前向きに検討していただけたらと思います。  
これで私の質問をおしまいにさせていただきます。